

鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第49号

鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後							改正前						
(降格及び昇格) 第12条 格付は、その有効期間中は、他の等級に変更しない。ただし、次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、 <u>他の等級に変更することが適切でない</u> と認められる場合を除き、それぞれ当該各号に定めるところにより格付の等級を降格させ、又は昇格させるものとする。 (1)～(5) 略							(降格及び昇格) 第12条 格付は、その有効期間中は、他の等級に変更しない。ただし、次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、それぞれ当該各号に定めるところにより格付の等級を降格させ、又は昇格させるものとする。 (1)～(5) 略						
(格付等級に関する応募条件) 第17条 格付工種に該当する建設工事の県内向け公募型入札を行う場合においては、当該建設工事の格付工種及び請負対象設計金額に応じ、当該県内向け公募型入札に参加しようとする有資格者が次の表に定める等級に格付けられていることを応募条件として設けるものとする。							(格付等級に関する応募条件) 第17条 格付工種に該当する建設工事の県内向け公募型入札を行う場合においては、当該建設工事の格付工種及び請負対象設計金額に応じ、当該県内向け公募型入札に参加しようとする有資格者が次の表に定める等級に格付けられていることを応募条件として設けるものとする。						
格付工種 請負対象 設計金額	土木 一般	建築 一般	と び 等 一般	電気工 事及び 管工事	アスフ ァルト	造 園 工 事	格付工種 請負対象 設計金額	土木 一般	建築 一般	と び 等 一般	電気工 事及び 管工事	アスフ ァルト	造 園 工 事
400万円未満	D	C	C	C	B	B	400万円未満	D	C	C	C	B	B
400万円以上 500万円未満						A	400万円以上 500万円未満						A
500万円以上 800万円未満				B			500万円以上 800万円未満				B		
800万円以上 1,000万円未満					A		800万円以上 1,000万円未満					A	
1,000万円以上 1,500万円未満	C		B				1,000万円以上 1,500万円未満	C		B			
1,500万円以上 2,000万円未満				A			1,500万円以上 2,000万円未満				A		
2,000万円以上	B	B					2,000万円以上	B					

3,000万円未満					
3,000万円以上					
4,000万円未満					
4,000万円以上	A		A		
6,000万円未満					
6,000万円以上		A			

2 略

(調査基準価格)

第30条 略

2 調査基準価格は、入札に係る建設工事の予定価格の3分の2以上の範囲内において定めるものとする。

別表第4 (第10条関係)

格付工種	等級	順位
土木一般	略	
	B	150
	略	
略		

附 則

(施行期日)

1 略

(経過措置)

2～4 略

5 平成23年度及び平成24年度において第6条の規定により付与された入札参加資格の有効期間については、第7条第1項の規定にかかわらず、同項中「入札参加資格を付与された年の翌々年の3月31日」とあるのは「知事が別に定める期限」と、「入札参加資格を付与された時点における当初審査による有資格者の有効期間の末日」とあるのは「知事が別に定める期限」とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（以下「新規則」という。）第17条の規定は、平成25年5月10日以後の日を開札日とする一般競争入札及び指名競争入札について適用し、同日前の日を開札日とする一般競争入札及び指名競争入札については、なお従前の例による。

3 新規則別表第4の規定は、有効期間の初日が平成25年4月1日以後の日となる入札参加資格に係る格付から適用する。

3,000万円未満					
3,000万円以上		B			
4,000万円未満					
4,000万円以上	A		A		
6,000万円未満					
6,000万円以上		A			

2 略

(調査基準価格)

第30条 略

2 調査基準価格は、入札に係る建設工事の予定価格の10分の8.5から3分の2までの範囲内において定めるものとする。

別表第4 (第10条関係)

格付工種	等級	順位
土木一般	略	
	B	160
	略	
略		

附 則

(施行期日)

1 略

(経過措置等)

2～4 略

5 平成21年度及び平成22年度において第6条の規定により付与された入札参加資格の有効期間については、第7条第1項の規定にかかわらず、同項中「入札参加資格を付与された年の翌々年の3月31日」とあるのは「知事が別に定める期限」とし、「入札参加資格を付与された時点における当初審査による有資格者の有効期間の末日」とあるのは「知事が別に定める期限」とする。